

司法修習生に対する給費制の復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新65期司法修習生から廃止され、貸与制へと移行した。2012年11月からは、66期司法修習生も貸与制の下での修習生活を送っている。
- 2 現在の統一修習は、戦前、法の支配が及ばず権力の暴走を阻止できなかつたことの反省に立ち、国家が、司法権を担う人材について、裁判官や検察官のみならず、在野法曹である弁護士をも養成し、法曹三者が共通の技術と倫理を身につけることを目的としたものである。そして、この修習に専念し、実をあげるために、司法修習生は原則として兼業が禁止され、その間の生活を保障するために、終戦直後の財政難の時代以来、給費制が採用されてきた。こうした経緯に照らせば、給費制は、単に司法修習生個人の経済的利益のために設けられたものではなく、法曹の公共性や公益性を確保するために必要な制度なのであり、まして、財政難を理由に廃止することが許されるものでもない。給費制の廃止は、法曹養成を不安定なものとし、ひいては権利擁護の担い手の脆弱化を招くものであることは強く意識されなければならない。

現に、2012年12月に修習を終えた新65期生からは、「修習に必要な書籍の購入を諦めた」「食費を削って体調を崩した」「病院に行くのを控えた」「学習会へ行く交通費が出せなかった」といった、修習に集中できない現状が伝えられている。また、奨学金に加え、貸与金平均300万円の借金を重ねた者からは、弁護士登録後、借金返済に追われながら、収入には繋がらずとも公益性の高い事件に積極的に取り組むことができるのか、不安の声も上がる。
- 3 また、貸与制の下では、経済的に余裕のない者が法曹の道を断念することとなり、優秀で多様な人材の確保が実現できない事態が生じる。現に、法学部や法科大学院の志願者数は減少を続け、逆に、現行の制度上、もっとも経済的負担の軽い予備試験の受験者数は急増している。これは、法曹を目指す者たちにとって、経済的負担の軽重が極めて重大な問題であることを示している。
- 4 「法曹養成制度閣僚会議」の下に設置された「法曹養成制度検討会議」は、2013年4月、司法修習生の経済的支援のあり方として貸与制を前提とすることを盛り込んだ「中間的取りまとめ」を発表した。

しかし、同会議では、法曹志願者、司法修習生や若手法曹等の当事者の声を聞く機会は設けられなかった。このような事実を軽視した議論のあり方は問い直されるべきである。また、ごく一部の委員からは、一連の司法制度改革の結果として貸与制へ移行した以上、議論を蒸し返すべきでないといった趣旨の発言もあり、どのような法曹をどのように養成すべきかという視点から真摯な議論がされたのか、甚だ疑問が残る。

中間的取りまとめを受けて実施されたパブリックコメントでは、自由法曹団はもちろん、諸団体が市民に対してもパブリックコメントへの協力を呼び掛けた。その中で、国民の多くがそもそも「給費制」を知らない現状が浮き彫りにされた。これは、「給費制は国民の理解を得られない」というかつての「法曹の養成に関するフォーラム」の議論の前提を覆すものである。
- 5 自由法曹団は、権利擁護の砦である司法を担う法曹の公共性、公益性を守り抜くため、また、法曹を志す者が経済的事情から道を断念せざるを得ないことがないように、司法修習生に対する給費制の復活を求めて全力を挙げて奮闘する決意である。

2013年5月20日

自由法曹団 5月研究討論集会